

第4回

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年3月25日（水）

午後3時～午後5時8分

場所 県庁6階 第1特別会議室

（午後3時 開会）

1. 開会

○委員長 それでは定刻となりましたので、これより第4回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催します。

それでは、一応前回の議論を少し委員にまとめていただきましたので、前回までの内容を確認しておくという趣旨でご説明いただけますでしょうか。

○委員 では、●●のほうから、今日お配りした論点整理メモ（第4回資料）に基づいて説明させていただきたいと思います。

この資料の1のほうは、第3回の逐語録の中から、表題として僕のほうでこういうものかという形で挙げさせていただいたものということで、そもそも挙げ方とか表現の仕方とかは間違っているかもしれませんが、その点は適宜ご指摘いただければと思っております。

それを皆さんの意見とか関心がどの辺にあるのかというのが見ただけでわかりやすくなるかと思ひまして、4ページ以下で前回お配りした客観的な要件について、それぞれの委員方のご意見を入れさせていただいています。

4ページ以下でいうところの2-①というのは、第2回るときに出た意見で、3-①、②というのは第3回で出した意見という趣旨です。時間もありませんので、早口になるかもしれませんが、読みながらご説明させていただきたいと思います。

各委員ごとにまとめさせていただきました。議論の中で言及しているという趣旨ですので、そこまで言ってないということもあるかもしれませんが、説明させていただきます。

委員につきまして出た話としては、まずジュゴンのエサの話と、その後、エサの量がどの程度かというご指摘がございました。

あと今回ペーパーでも配られていますが、潮流シミュレーションについてのお話、これは後で補足もメール等であったかと思ひます。

あとはジュゴン追跡音響システムの調査方法に関する可能性があるのはそれです。あ

とジュゴンのPVA、絶滅リスクというものです。

あと海洋音響、これがジュゴンに与える影響で、行動阻害についてあるのではないかということで、これについては懸念が払拭できないというものに賛成されるという言及があったかと思います。

あとは塩害とか海岸改変など上物論もあるというようなご指摘もありましたので、この点を挙げさせていただきました。

委員については常にペーパーもあるのですが、お言葉としてはまずジュゴンで、このうち委員会の中であったのは、方法書の前の事前調査によるジュゴンへの影響というものも考える必要があるのではないかというご指摘がございました。

これは要件をちょっと離れるところで、裁量論というのを検討する必要があるのではないかというご指摘もいただきました。これについては、11月12日の中間報告との比較というご意見もありました。

これは委員の意見を受けた後ではございましたけれども、知事の不可能意見とか環境生活部長の懸念意見についての回答について、正面から答えているのかと、個別回答のみだったのではないかというご指摘がございました。

あと本件アセスの特殊性として、通常、事業者であればその事業者が事業を行うけれども、本件は米軍が使うという問題をどのように考えるのか。例えばオスプレイの飛行経路を守れるのかというようなご指摘があったかと思います。

それに関連しまして、承認に留意事項があるがそれが本当に守られるのかと、そういう視点も必要ではないかというご指摘だったかと思います。

そして、あと上物論のご指摘と、オスプレイによる影響として低周波もあるのではないかと、また熱等もあるのではないかというご指摘がございました。

またジュゴンと書いてしまったのですが、①とかぶるかもしれませんが、これについてはアメリカの調査で食み跡等の結果が出ているというご指摘がございました。

あとは潮流シミュレーションの適切性について、時期を追うと齟齬しているのではないかというようなご指摘がございました。

あとは外来種について、那覇空港では大臣意見を踏まえた対応をしているけれども、本件はどうかという指摘があったかと思います。

委員については、まず大きい観点でこれは重要だと思ったのでここで挙げたのですけれども、承認過程での合理的・十分に配慮等についての、どうしてそうなのかという具体的

理由の記述があるのかないのか、その視点を持つという指摘があったかと思います。

そしてまた、検証するにあたっての判断材料がそもそも存在するのか、不足しているのではないかというご指摘もございました。

そして、個別もそうですけれども、自然環境全体の保全の必要性についての検討とか、その努力の有無があるのかないのか、これを検討すべきかという指摘であったかと思いません。

またサンゴ等に関係しますが、移植の場合、別の場所での維持保全ができるのか。これも関連しますが、移植先はその適切性、移植先の環境等の具体的な検討等がされているのかというご指摘があったかと思いません。

オスプレイについては、低周波についてのご指摘と大きな物体が空中を飛ぶこと自体、その物理的影響によるものも考える必要があるのではないかという指摘もございました。

また出てない生物として、渡り鳥への影響ということで、辺野古の干潟、辺野古のエサ場とされている点についてのご指摘もございました。

あとはジュゴンについて、エサの量については、後日補足いただいたところかと思いません。

それから潮流についても、小さいとは言えないという環境生活部長意見の表現等から、干潟、渡り鳥への影響等も考えられるのではないかということ。

それからサンゴについては、那覇空港の場合を踏まえた具体的なご説明、指摘等があったかと思いません。

あとは外来種というものについて、島単位で考えるか、その他含めて外来種の問題があるというご指摘があったかと思いません。

委員長につきましては、①②③は全部関連しておっしゃられたんですけども、辺野古の自然環境をどのように評価するのか。その環境への影響があるのかないのか、あるのだとしたらそれに対しての適切な措置がなされているのかどうかということです。

その適切な対処等に関して、知事の不可能意見や環境生活部長の懸念意見との関係をどのように考えるのかということで、それをまとめたものかもしれませんが、その環境での保全策についての具体性の内容の有無ということをおっしゃられたかと思いません。

また、それに関して、アセスで自然環境全体の保全の視点というのがあったのか、なかったのかということについてもご指摘がありました。

そして承認についての留意事項について、これを担保するものがあるのかどうなのかと

いうことも言及があったかと思えます。

また騒音問題、オスプレイ、CH53等ヘリについての騒音のご指摘がありました。

また上物論につきましては、何をつくるかわからないものではなくて、ヘリ基地としてつくることは確定しているような本件の場合は、どのように考えていくのかと、検討できるのではないかというようなご指摘があったかと思えます。

オスプレイについては、ジュゴンやそれ以外の生物であるウミガメへの影響等の指摘、また辺野古ダム等の陸域の生物等の指摘も言及としてはありました。

またジュゴン調査方法の妥当性があるのかどうかということもご指摘がありました。

サンゴについては、那覇空港の場合の対処との比較等がありました。

外来種については、アルゼンチンアリだと思えますが、アリというものの指摘がありました。

委員からは、論点とはちょっと違うかもしれませんが、具体的な手法をどうしていくのかを考えていく必要があるだろうというご指摘、またその対応策の具体性、実効性というものを検討すべきで、その検証方法をさらに検討すべきという指摘がありました。

上物論については、検討する必要があるかという指摘と、あと3号要件について、ここに挙げました既に資料等をいただきましたけれども、ここに書かれているような計画について調べる必要があるだろうというご指摘がありました。

私のほうは、前回これの説明がほとんどでしたけれども、これらを役割分担できるかどうかと、さらに検討すべき個別項目があるかどうかと。

あと、3次、4次回答を踏まえた環境生活部長の意見を求めていることに言及させていただきましたので、以上が個々の言及になっております。

続いて4ページ以下ですけれども、特に濃く太字になっているのが今回追加で、前回あるところはあると思いますので、このあたりで関心どころとか、取捨選択とか、あとは担当の役割分担とかがわかればいいなと思ってつくらせていただいたものです。

埋立の必要性自体を独立の項目にするかどうかであります。それについては前々回にご指摘がありまして、1号要件については、委員はそもそも具体的説明があるのかと、「合理的ナルコト」ということは、頭のほうで挙げさせていただきました。

2号要件の環境に十分配慮ということについても、委員のご指摘を入れさせていただいたほかに、アセス手続との関係や環境生活部長の意見等の関係、3次、4次回答に対する検討の有無というのは、それぞれ委員から指摘があったところです。

メインとなる実体は、確かに見るとやはり皆さんの言及の多いところかと思いますが、辺野古の自然生態系についての言及は非常に多かったところかと。ジュゴンも同様に多いところ。海草藻場、サンゴ、ウミガメ、外来種侵入、基本的にはこれが多いのかというところで、太字の意見とか書いてないところは、言及がありましたので追加してはどうかというところで、あとは潮流、渡り鳥、あとはその他です。

あと航空機騒音は言及がありましたが、「航空機騒音(上物論)」としていたんですけれども、上物論はまた別途検討する必要があるかもしれませんので、「上物論」という形で挙げさせていただきました。

あとオスプレイの問題。

それから論点と言えるかわかりませんが、対策の具体性、適切性、担保ということは、いろんな委員方からご指摘があったところですので、独立して挙げさせていただきました。

3号要件については、先ほど申し上げました委員からのご指摘があったところを、太字で生物多様性おきなわ戦略だけでしたので、それ以外の国家戦略であるだとか、琉球諸島沿岸海岸保全基本計画というものも検討の中身に入るかと思いましたので、論点という形で挙げさせていただきました。⑤に委員からご指摘がありました裁量論というのを挙げさせていただきました。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。

前回までの検討結果という形でまとめていただきましたけれども、これに何かつけ加えることはありますでしょうか。大体こういうような共通認識だということによろしいでしょうか。例えば漏れているものがあるとか。

これは、この委員会で出たみんなの意見をある程度項目ごとにまとめていったと、そのような趣旨でよろしいですね。

○委員 そうです。逐語録を順番に見ながらやっていったものです。

○委員長 こういうような論点について、先ほど委員から出た検証の方法と言いますか、そういうものにのっかって検討していくのはどうだろうかということのを少し考えているんですけれども、そのあたりについてはどうでしょうか。

委員、何かご意見はございますか。

○委員 結構だと思います。

○委員長 次に、では、それをどのような形で現実に検証していくのか、検討していく

のかという話になると思うんですね。

これは個人的な意見ですけれども、これをやはり県の担当された部署の方たちに具体的にどういう形でやっていったらいいかということを書いていかないと、これはそもそも内部検証自体にならないというように思いますので、その辺について何か、もうそろそろそういう説明を受けたりというのは、この委員会の間の期間に適宜やっていって、そしてというような話を前回したように思いますので、その辺で何かお考えになっていることはありますか。

これが先ほど言っていた分担の話ともつながってくるのかという気もするんですけれども。その辺のやり方あるいは分担というお話が出た場合に、とりあえずそういう提案をされた委員、何らかのイメージのようなものはありますか。

○委員 1号、2号については、対比表がいつごろできるかとの兼ね合いがありますので、今具体的に分担をどうするかというのは、ちょっとはっきりしたイメージはないんですけれども。

3号については、比較的焦点がはっきりしていますので、私個人としてはこの委員会とは別途、委員会と委員会の間に日取りをしてもいいかと思っています。

今回、3号で問題となっている計画等について、その計画の所管からまず話を聞いて、その上で今回の承認の審査をした土建部に話を聞くという順番がいいかというように考えておきまして、そこは事務局をお願いして、まずその計画の担当部署から一般的な説明になると思うんですけれども、その説明を聞きたいと思っています。

○委員長 3号要件を検討された部署はあるのでしょうか。要するに土木建築部が全部そっちのほうは検討したということなのか、それとも例えば環境問題は環境生活部がやっていますでしょ。それとこっちのいわゆる計画との整合性などというのは、例えば法規の部分で検討したとか、そういうような形の分担と言いますか、そういうことが県庁内であったのでしょうか。

○事務局 これは確認しますけれども、1号要件から4号要件まで全て土木建築部で判断していると思います。

○委員長 判断している。

○事務局 はい。

○委員長 要するに、この承認するかしないかの所管部がそこですから、最終的にはそうなると思いますが、それに行く前の段階として、ほかの部署が、例えば環境問題、明

らかに環境のほうに意見を聞いているじゃないですか。それで意見書を出させているというような形があるものですから、この法令の関係、3号要件に関して県の中のほかの担当部署というのがあって、一旦そこが一時的な回答をして土建部に意見を出したとか、そういうことはないですか。

○事務局 ないと思います。

計画はみんな環境の所管だろ？

○事務局 生物多様性は環境ですけれども、もう1つありましたよね。

○事務局 農林水産部は？

○事務局 土木の…。

○委員 ちょっと確認ですけれども、生物多様性は環境生活部の自然保護課ですよ。

それから自然環境の保全に関する指針もそこですかね。

○事務局 それに関する指針は自然保護課です。

○委員 琉球諸島の沿岸海岸保全基本計画、これはどこですか。

○事務局 こちらは土木だったかと。

○事務局 海岸は土木と農林に分けて管理していますので、意見を聞くとしても土木内部か、農林の漁港漁場課あたりからになるかと思います。

○委員 第4次沖縄県国土利用計画の所管は。

○事務局 土地対策課ではないかと思います。

○委員 わかりました。そこは具体的にどこの部署にどういう感じで聞き取りなりをするかについては、ちょっと検討したいと思っていますので。

○委員長 検討するとこれまでの議論として、今日、これが個々の検討した委員から皆さんにメールでいくという形になりますか。

○委員 そうです。どのように話を聞くかを考えて、そしてメールで流してみたいと思いますので。

○事務局 3号要件については、土木で承認する場合にどの程度斟酌したのか、どういう形で判断したのかというのは照会しておきますか。

○委員 そういう必要性はあるとは思いますが、もうちょっと待っていいのではないですかね。

○事務局 わかりました。

○委員長 あまり単純化しないほうがいいと思いますので、そういう意味では、もう

少し考えをまとめていただいてからという形にしましょうか。

○事務局 わかりました。

○委員長 今のお話のような形で、土木建築部と当時の環境生活部、それから農林水産部はいろいろ聞いていくことになると思いますので、その辺を具体的に考えていただいて、もし次回までに何かできることがあれば、提案をしてやっていくという方向を考えていただきたいと思います。その辺は皆さん、どうでしょうか。

○委員 実はNo.2を読むのは今が3回目なんですけれども、非常に具体的にさまざまな記述があるところと、やや曖昧なところがあって、そういうところをもっとはっきりどう判断したのかを伺うというのは重要だという感じがしますので、ポイントをもう少し時間をいただいて整理するというのは、それぞれの立場でできるかもしれません。

○委員長 委員、何か。

○委員 今の委員長のお話は、次回までに県の担当された方についてヒアリングをするようなことを提案ありますかと、そういうご趣旨でしょうか。

○委員長 できるものがあれば、ものによっては始めていいのではなかろうかということ。なかなか考え方がまとまってないものもあるし、それからできるものもあるのではなかろうかという気はするんですけれども、これは考えていきながらと。

それから、事業者の最終的なよりどころというのは、いただいている最終報告というものがありますよね。普天間飛行場代替施設建設事業にかかわる環境影響評価に関する有識者研究会最終報告というのがありますけれども、これあたりで県の疑問には答えましたよというような、どうも体裁をとっているような感じがするのですが、ですから、そういうものなども見ながら、県はどのように考えたんだろうかという。

この最終報告自体は24年12月となってるんですけれども、あれは24年12月に県のほうに提出されているんですか。

○事務局 沖縄防衛局ですか。11月じゃないですか。

○事務局 補正評価書は12月です。最終報告の直後。

○委員 補正評価書は12月18日ですね。

○委員長 最終報告はさらにその後ではありませんか。

○委員 これは県に出す義務はなかったのではないですか。

○委員長 それ自体はないと思うんですけれども、県からいただいているものですから、おそらく県のほうに何らかの時期に出されていると思うんですね。そうすると、それ

がいつ県に来たんだろうかというものは、時系列としては大事な要素かという気がするもの
のですから。

○事務局 最終報告書。

○委員 表紙は12月になっています。

○事務局 補正評価書が届いたのが24年12月18日で、その前に防衛省に設置された有
識者研究会の最終報告というのが24年12月11日に。

これは防衛大臣に提出じゃないの。県に来たの？

○事務局 最終報告は県に来てないです。

○事務局 これは防衛大臣に出されてますね。

○委員 じゃ我々が提供を受けたのは、これは何ですか。添付されていたんですか。

○事務局 この前委員にお配りしたものは、ホームページでそれが公開されたのをフ
ァイルとして持っていて。

○委員 だから審査の資料ではないんですね。

○委員長 これは審査の資料にはなっていないわけですね。

○委員 前回裏をとるといってお話を申し上げましたけれども、特に2013年の11月から
12月に審査に当たった方々が、どういう議論をしてどういう結論を出したのかという意思
形成のプロセスについてヒアリングをして、その根拠の法令は何なのかとを聞いていかな
いと、非常に勘違いをしてしまう、今までも勘違いしておったことが多々あるものです
から、もう残されてる期間もあまり多くありませんので、次回までに例えば一番の担当であ
った海岸防災課の担当者の方、皆さんとタイミングがそろえば、1人ではなくて、これに
ついては多くの皆さん、やはりそこは聞きたいと思われていると思いますので、そこをま
ず入れることができればなと個人的には思うんですけども。

ただ、何を聞くべきかというのが整理できてないと、時間をとっていただいてお会いし
てもあまり成果はないと思うものですから、その準備がありますけれども。

○委員長 おっしゃるとおりだと思います。やはり聞くからには聞く内容を十分整理
して、その上でやらないと成果はありませんし、回答してくださる方も貴重な時間を費や
してつき合うわけですから、そういう意味では十分な吟味が必要かと思えますね。

その辺は今日の委員の提出されたペーパーの中にも、第1のあたりで随分示唆されてい
るのではないかという気もしますので、その辺は少し考えていただいて、できるだけ早い
時期にとは思いますが、でも十分練り上げた上でと考えたほうがよろしいのではな

いかと思うんですけども、これについてどうでしょうか。

○委員 本当に具体的な話で、前回私は海草の移植についてとりやめたというのが承認申請書にあって、それで調べた結果をEメールで皆さんにお知らせしたんですけども、そうしたらまた今日見ましたら、「普天間飛行場代替施設建設に関する公有水面埋立の経緯No.2」の中に、知事の承認の後の別添資料の中にあるんですけども、この文章は例えばどういうことかと言うと、海草類の移植等について専門家等の指導助言を経て可能な限り実施するというような文章になってるんですけども、これは沖縄防衛局が今まで使った文章のような気がするんですね。

この部分は、県がやらせますと、するものとするということなのか、その辺の主体性がよくわからなくて、今非常に疑問に思ってるのは、じゃあ移植は一体あるのかないのか、可能な限りというだけのことなのかという質問なんですけれども、その辺の曖昧さはどうしたらいいですかね。

○委員長 そういう曖昧さを担当者から聞いていこうということで、聞くものの内容をどうするか。

○委員 その趣旨ですか。

○委員長 委員のおっしゃるとおりなんです。その辺の曖昧なところは確かにあるの

○委員 これは、県の書類としてこう書いてあるということは、県が責任を持って関与してやらせるというか、そういう意味に解釈していいものだと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員 今委員がおっしゃったのと同じなんですけれども、先ほど委員からもあったのですが、「普天間飛行場代替施設建設に関する公有水面埋立の経緯No.2」の承認添付資料の別紙以下の別添資料、先ほどの対比表も含めてなんですが、元資料はどこなのかは、形式的に書面の照会でもいいので、大気質とか騒音とかの元資料は、それぞれこの記述はどこから持ってきたものなのかは聞いてもよろしいのではないかと思いますんですけども。

そうしないと、ただ沖縄防衛局の回答のとおりだとすれば、沖縄防衛局の回答をそのまま記載したのか、それともそうじゃなくて土木建築部が独自に判断したということなら、その判断がいいのかということだと思うので、どこから出したのかは次回までに明らかにできるのではないかと思いますんですけども、それはいかがですか。

○委員 今はわからないでしょうが、どうしてもこれは知りたいです。

○委員 そうですね。次回までにそこだけ。

○委員 先ほど私が申し上げたように、推察するとおそらく沖縄防衛局が今まで言ってきた回答書なり、補正評価書なり、そういうので回答したものを集積したものかという感じはするんですね。

ただ、それがはっきりするためには、作成した土建部に聞いたほうが早いということは確かにそのとおりなので、土建部にこの内容はどこから持ってきたものかという形で。

○事務局 根拠は何かということですね。

○委員 そうです。元資料は何なのか。

○委員 元資料でいいと思います。そのままなのかどこなのかという。

例えば3次回答であるだとか、4次回答であるだとか、そういうことを言っていて、その上で土木建築部の方に来ていただいて、実際のヒアリングの中でこの記載からどうしてこうなるんですかとか、この記載はそのままと判断した理由は何ですかというのは、直接聞き取りしたほうがいいかと。

元資料が何なのかを教えていただかないと、我々の検証は難しいのかという感じがします。

○委員長 その点はそうだと思いますね。

○委員 元資料は何かと言った場合に、全体的にはどこからとったという問題と、ここの部分は向こうのここからとったと、あり得ると思うんですよ。ただ全体的にベースになっているものがあれば、ベースになっているのはこれですよと、一部ここからもとてますよみたいな、外郭的なものでもいいだろうと思います。

○事務局 別紙ですよ。内容審査。

○委員 そうです。

○委員 別添資料。【別紙】とあって四角がありますよね。○、○、○、それで16ページまでいくと思うんですけれども、その次から始まる別添資料。

○事務局 表になっている部分ではなくて。

○委員 でなくて、表になっている部分は、おそらくこれを踏まえて土木建築部が簡単にコメントとして書いてあることだと思うんですね。おそらくは。

○委員 いろいろ対策等を書いていると思うんですけれども、これはどこから持ってきたのか、この元資料は何なのかというところを聞いていただければというところです。

○事務局 「・」を打って箇条書きみたいになっている、この項目ごとにですか。

○委員 はい。

○委員 委員長、別の言い方で確認したいんですが、今我々が議論しているのは、資料で言えば29番という承認にかかわる一式です。ですから、最初のほうの適とか○とかいうのは、こういう理由でここを認めたこともよくわかるんですが、その後の別添資料から、どういう使い方がされたかが読み取れなかったんですね。大元の資料もここからはわからなかったので、誰がどういう判断でこれをお書きになって、それを県がどう使ったかということがわかると、少し理解が深まると思います。

○委員長 ということで、事務局のほう、大体よろしいですか。

○事務局 はい。

○委員長 それはそのような形で、これは対象が特定していますからかなり早いでしょうね。

○委員 先ほどの有識者研究最終報告ですが、これはタイムリーに審査している最中には入手できなかったわけですか。というのは、今思い出したのは、ジュゴンについては確か承認申請書の中で行動阻害を起こす危険性があることがあって、それはこの専門家会合でも指摘されているんですね。

だけれども、それを県でもう1回検討したかどうか、これはまだ調べてないんですけど、タイムリーに来てなかったとしたら、そのまま何もしなかったかどうか心配なんですけれども。

○事務局 時系列的に、先ほども事務局からお話ししたんですけども、補正評価書を出される前に、この有識者研究会で補正について検討されて、その内容をもとに補正評価書を作成して県の環境生活部に提出されています。土木、農林にも提出されています。それから、補正評価書の公告縦覧が行われて、アセスの手続きがそこで終わったという段階のものです。

それから3月に埋立承認申請が提出されて、そちらの手続きが始まっています、その際には補正評価書の内容についてまた土木部で審査されているので、その際に参考にはしていると思うんですけども。

○委員 この最終報告書、有識者のほうですよ。

○事務局 はい。どの程度というのは、実際審査した方に聞いていただければと思います。

○委員長 ほかに。

○委員 事務局に資料の関係でお願いしたい件があるのですけれども、必要性に関して1号要件なり必要性要件なりで出ている代替基地移設の必要性について、防衛省が在沖米軍海兵隊の意義及び役割というのを出した後に、仲井眞前知事のほうで質問及びその防衛省の回答というのが続いていると思うので、この資料を全員にお配りいただけないかと思っております。

今申し上げてよろしいですか。1つは、防衛省の在沖米軍の海兵隊の意義及び役割、これに対しての沖縄県の23年6月1日付質問、防衛省の23年12月19日付回答、沖縄県の24年6月18日付質問、防衛省の24年12月11日付回答というのを資料でお願いしたいのですが。

○事務局 23年6月1日付質問、同年12月19日付回答、24年6月18日付質問、24年12月11日付回答。

○委員 県のホームページには出ているのですけれども、一応共通資料としたいという趣旨です。

○委員長 ほかに。

○委員 前回まで事務局にお願いしていた、昨日メールで回っていましたが、3次、4次質問を踏まえて環境部は現在意見を出せるかについて、それを踏まえると3次、4次質問に対応できているかということの参考になると思って、変わるのか変わらないかで一応質問させていただいたのですけれども、環境部としては、その後、百条委員会があったり、いろんな経緯があるので現時点では難しいという回答が来て、それはやむを得ないかと思いますが、そうすると3次、4次回答を踏まえた評価というのは、この委員会内で検討するなりヒアリングしなければいけないと思うので、割と専門的なところになると思うので、それについては特に環境専門家の委員方のご協力が必要かという気がしております。

○委員長 その点もご指摘のとおりだという気がするんです。やはりこの事業と環境保全の問題というのは切り離せなくて、そしてそういう3次、4次回答に対する環境部の意見も本来は踏まえた上で、結論を出すべきだったのではなかろうかという気が確かに拭えないですね。

そのような趣旨でしょう

○委員 はい。

○委員長 ですから、そのような意味では、知事の承認意見が出ちゃったからしょうがないよというようなことではなくて、その当時、質問と回答が出て、それに対してどう

いうご意見だったかというものはやはり聞きたいと思いますので、その辺の回答はありますか。どんな形で出たらいいと思いますか。

○委員 回答はできないという回答なんですよ。

○委員長 回答できないのか。

○委員 なので、こちらのほうで主に対策の具体性、十分性じゃないかと思うんですけども、それについてこれは曖昧じゃないか、不十分じゃないかという指摘をこの委員会の中であるのかなのか、その問題意識を持ったとしたら、それを環境部にこう思いますけれどもどうですかと聞くとか、土木建築部にこういう評価はあり得なかったですかと聞くことがあり得るのかと思います。

○委員長 そうすると、これは3次質問・回答、4次質問・回答に対する内容を見て、十分な環境保全対策だという評価が可能かどうかというのは、この委員会で検討すると、そういうことですか。

○委員 しないとイケないのではないかと考えていますが、大変難しいというところ
です。

○委員長 その辺について、委員どうですか。

○委員 大変な判断をしなければいけないような気がするのですが。

と言いますのは、書類上は表現にあまり具体性がないところが多くて、どういうことを考えてそういう回答が来たのかという突っ込んだことを明らかにしないと、我々も判断できないような気がするのです。

そんな時間を十分にとることができるか。あるいは、まだ別の専門家も加えて判断しなければいけないのか、結構やっかいな問題を含んでいるような気がします。

○委員長 判断ができないというのは、その結論に結びつけていくと、いわゆる決断ができないという形にいくのではなかろうかという気が普通はするんですね。

要するに、判断が可能なものを全部出さない限り、あなたの出したものはクリアしましたよ、クリアしませんでしたよというように言えないという。というのは、まさに外来種問題を△にしたのは、そのようなお考えだったのではなかろうかという気がするわけです。

そうすると、判断ができないような回答しかしてない場合には、それは△マークがそのまま続いているのではないですかというようなものが、法律家の論理の進め方からすると来るんですけども、どんなものでしょうか。

○委員 判断ができないというのは、ちょっと言葉の使い方が間違ったかもしれない

ですが、多く出てくる表現は、専門家の意見を聞いて適切に対比するとかいうような言い方なんです。

それを相互に信頼し合えば問題ないわけですが、今までのプロセスの中で、大丈夫かと思ってしまうところがあるので、そのあたりがどこまで考えてこれをよしとしたかとかいうところの話し合いの内容は聞きたいと思いますけれども、果たしてそこがはっきりするかどうかというのがわからないので、難しいと申し上げました。

○委員 今委員長がおっしゃったとおりだと思うんですけども、外来種の問題について、私、時系列を追ってどういう質疑応答がなされたのか見てみたんですけども、3次質問・3次回答までは外来種の問題についてやりとりがあるんですね。そこに対する回答は、今委員がおっしゃられたとおり、専門家等の指導助言を得ながら云々かんぬんの繰り返しなんです。

で、4次質問、4次回答では一切その話がない。で、12月23日は△だった。

それが○になるということは、これは当然のことながらどういう判断材料で○にしたのかという説明責任が、当然行政の側には県民に対してあるはずなんですけれども、しかし百条委員会ではそこが明らかにできなかったんですよ。

これはやはり担当者にどういう判断材料でということは、明確に聞かなければならない。先ほど委員長がおっしゃられたように、それは我々の任務だろうと思います。

そのようなことが、先ほど委員がおっしゃられた3次、4次質問に、環境生活部意見というのはそれを踏まえていないわけですから、そこを見た場合にはどういうことになるのか、そこまで見ると、今申し上げたように外来種については4次質問を全くやってないと、それなのに△がその後○になるというのは、これはやはりかなり大きな疑問であると思います。そういうことが、先ほどの環境生活部長意見が4次質問を受けてどう変わるかというのに回答がないとすれば、我々がやらなければならないというのはそのとおりだと思います。

○委員 我々がやらなければいけないというのは、最終的にこれが、我々の評価は、私が論点でまとめさせていただいた要件に該当しているか、充足してるかについての検証だと思いますので、我々法律家でいうと不十分であるということは、その要件充足を立証できてないということになって、要件を満たしてるのかどうかという評価につながるんだと思うんですけども。

です。で、間違っているという評価をする必要はないので、満たしているということに

ついで言えるのかどうかという視点だと思います。

次回までは時間もないですけれども、すぐ始めないといけないと思うので、可能な限り今回対象が絞られてきましたので、その中で疑問点を各委員で挙げるなりして、ヒアリングのもとにどんどんしていくという作業をもう始めていかないと間に合わないと思いますし、それぞれ、私もあまり時間がとれるかどうか自信がないところもあるのですが、時間をとってできるところはやって、ヒアリング事項を次回までに持ち寄ってくるということが結構重要かという気がします。

○委員長 今の委員のご意見をヒントにしますと、そういうあやふやな回答で、これでは十分な対策をどのように受け取ったのかというのが判断できないという箇所については、これは担当者の方たちから、そういうあやふやな内容の回答が返ってきている中で、どうしてこれがクリアだというようになったというそういう考え方といいますか、判断をした過程をヒアリングする必要があると、そのように考えてよろしいでしょうか。どうでしょうか、委員。

○委員 はい、ありがとうございます。

○委員 今、委員長、委員のおっしゃられた整理に基づきますと、例えば審査を担当された海岸防災課の皆さんに、例えばどんな質問をするのかを次回あたりまでに整理して、それをもとにその次の回までにヒアリングの場を設定すると、そんなタイムスケジュールだというお考えですか。

○委員 次まで、できればそうなりたいと思いますけれども、質問事項をまとめて、可能な限り早いほうがいいと思いますけれども、次回できるかどうかはまた委員会で決めたいと思います。

○委員 できれば次回と次々回の間にと、わかりました

○委員長 ほかに。

○委員 今後の検証の仕方ですけれども、先ほどからおおむね一応一致を見ているのが、「普天間飛行場代替施設建設に関する公有水面埋立の経緯No.2」の資料29をメインにして検証しようということになっていますね。

先ほど事務局から説明があったように対比表がございますね。ですので、この中で、まずはそれぞれ問題になりそうな項目をピックアップしていただいて、その部分でピックアップしたものをある程度整理をして、そうすると全体的に検討対象というのが比較的クリアになってくるのかと思うんですね。

委員は、ご自身でかなりの分量の検証すべき論点というのを出していただいているんですが、お手数なんですけれども、ここに挙がっているものをピックアップする形で項目だけでもいいので、これだとなかなか分量が多くて、整理という意味ではちょっと難しいかと思うので、委員のやってるものをここにピックアップすることはできますか。

○委員 はい。

○委員 それをしていただいて、我々も自分なりの問題意識があるのをピックアップして出して、それを次回整理して、そしてその項目について具体的な検証方法に入っていくという感じがいいかと思うんですけれども。

○委員 それは1つの論点について、半ページ程度でいいですか。

○委員 そうですね。

○委員 何が問題である可能性があるかとかで、全体像がつかめるような何かを作成してということ。

○委員 そうですね。できればこの項目との関連を示していただいてということ。これは質問に対する回答という形ですので、これの前の知事意見なり、環境生活部長意見なりについては今出てきていませんが、それは追加でやることで進めたらどうかと思います。

○委員長 それは追加で進めていただくという形になっていますので、先ほどの議論で。

○委員 指摘があればということでしたか。

○委員 そう指摘。論点としてピックアップするものとして追加があれば出していただくという感じです。

○委員 今委員がおっしゃられたことで、委員のほうでもし可能ならですけれども、この対比表は、1、(1)、アイウエオという形になっていますので、委員のご指摘が、例えば4の(5)のアについてのものですかという形でやっていただくと、この回答についてのこの指摘ということがわかりやすいと思いますので、そう挙げていただいて委員に書いていただくと、我々もわかりやすいし勉強になりやすいと思います。

○委員長 大変委員にご面倒おかけしますけれども。

○委員 いえいえ、それは特に私のほうは、最終的にどう国が反論してくるのに耐えられるような法的な議論まで展開するというよりは、私は素材をつくらせていただいているというつもりですので、その素材を皆さんに使っていただくために今作業をやらなければ

ばいけないと思っていますので、それはそれでいいです。

○委員長 では、1テーマを1枚以内程度でという形で。

○委員 1枚以内で、できればもっと短くまとめたいと思います。

○委員長 そういう方向で、委員に分担をしていただくことをお願いします。

それからほかに何かございますか。

○委員 それと併せて、先ほど委員がおっしゃったんですけれども、我々ほかの委員としても、例えば1の(1)はおそらく問題ないですけれども、2の(2)のこの有識者の意見だけになっているところは「？」とか、そういう形で、番号のピックアップだけでも、集中すれば皆さんが疑問を持ったところだとわかるのではないかと思いますので、それを可能な限りやれる範囲でやってくるというのが重要だと思います。

○委員長 そういう方向はみんなで考えてみようよと、そういうことになりますね。

○委員 はい。

○委員長 ほかに何かありますか。進め方等について。

もう正直言って、今日あたりから方法についても具体的な話をしているつもりなんです。今のように、おそらく委員のご協力で、次回あたり対照表に沿ったかなり具体的な項目が出てくると思うんですけれども。

○委員 私のものをぜひ皆さんにご活用いただくために、それぞれのものについて、見出しのどこに関係するかというものだけでなく、この件に関してはここがよくわからないと、ここをヒアリング等しなければいけないのではないかなというものを、私の思いつくようなものはそのメモの中に同時に入れて、皆さんの材料にさせていただこうと思います。

○委員長 それはぜひそうしていただきたいと思います。

○委員 あと1点よろしいですか。抽象的なことを申し上げるんですけれども、今の作業は具体的な承認の検証という点でいいと思うんですけれども、委員がおっしゃられた客観的に、ほかに漏れているところはないかは、それぞれ念頭に持っておかないと、対象が狭くなって気がついたら6月を越えていたとなると、ほかのことを拾えなくなるかもしれないので、それは私のほうでも必要性なり何なりで準備したいとかいうところもあることはありますので、それは適宜指摘して、皆さんの承認が得られれば最後の報告書に盛り込むとか、そういうことは必要かという気がいたします。

○委員長 それはそのとおりだと思います。それは最初に委員が述べた、知事意見と

環境生活部長の意見をこの対照表で対照できるような形で出してもらいたいという趣旨に
来たのではなかろうかと思えます。その中で、重要なものは検討していただくという趣旨
でいいですよ。

○委員 はい。

○委員長 それは本当にお願ひしたいと思えます。

それから特にこの対照表の中で、いわゆる自然科学の分野と申しますか、そちらのほう
の形で出てきているのは、おそらく我々弁護士の委員よりも委員たちのほうが非常に詳し
く、本当にこれで大丈夫かというような疑問点というのは感じられると思うんですね。そ
の辺で、ぜひ気になるところは我々にレクチャーしていただくという趣旨で、次回またお
願ひしたいんですけれども。

それからほかに何かありますでしょうか。いわゆる第4条の要件に当たるかどうかとい
う法律論になってくると、なかなかなじみが薄いのではないかと思うので、このあたりは
弁護士の委員、委員で具体性を持たせる形で何か考えられますか。これはもちろん次回ま
でにという形になってくると思いますが。

○委員 先ほど第4条とおっしゃったのは4号ですよ。

○委員長 いえいえ、各号要件。

○委員 各号のことですか。失礼しました。

○委員長 その要件の検討をしているという形になってくるはずですので、これを具
体化するような検証項目、もちろん具体的な事実を前提としない法律の解釈、論点とい
うのはあり得ませんから、当然、関連してくるんですけれども、そういう考え方と言いま
すか、法律要件との関係でどうなるかというのを考えていただけますか。

○委員 お応えできるかちょっとよくわからないですけれども、1号要件なり、2号
要件なりの、そもそもの考え方のようなものをまとめることはしたいと思っています。次
回まで間に合うかどうかはあるんですけれども。

それとあとは、1号要件は先ほど言った、これまで仲井眞前知事の段階で出していた防
衛省への質問とかは、結構、なるほどなところでは聞いたりしてるし、それは県が
元々とっていた立場というように理解できると思いますので、その観点からこの承認過程
はどうだったのかというところについてのヒアリング事項のようなものがつくれば検討
したいと思えます。

○委員 今の法律の面での検討ということでは、特に2号要件は埋立地の存在という

ことになっていて、そこが環境保全に関して十分な配慮となっているわけなんですけれども、オスプレイというのは、もちろんこの施設ができた後の供用段階で飛ぶわけですので、そこでの騒音の問題というのは2号が適用できるかどうかという。

ただ、あそこにつくる施設は、当然のことながら飛行機を飛ばすことを前提にしているわけで、だから先ほど委員長がおっしゃったかと思うんですけれども、それは当然のことながら供用段階での環境影響についても2号で読めるということにしないと、オスプレイの騒音の議論というのは非常にやりにくいと思いつつ見ているんですけれども、片方で、やっぱりそこは上物論ではねられそうだから避けて通ることができればそのほうがいいかとも思ったりして、非常に迷うところなんですけれども、そのあたりはこの委員会では法律的にどう考えるのかというところは避けて通れない議論かと思うものですから、それについてもご検討いただければと思うんですが。

○委員長 今の点は非常に必要だと思いますので、とりあえず私の個人的見解を述べますと当然必要だと思います。

というのは、埋立地の利用というのは、例えば豊見城の埋立地を想定しますとよくわかるんですけれども、あそこに何ができるかわからないような形、要するに住宅のゾーンをつくりましょう、ショッピングのゾーンをつくりましょうというような形、それから企業に立地をしていただく、そういうゾーンをつくりましょうというようにやっていくのですが、何が来るかわからないから、来るかわからない上物を前提とした、そういう環境影響評価というのはそもそもできないというのが、これが実を言うと上物論の本質だと思います。

ところが、そこにできるものが明らかにこういうものだというように決まっています、そしてそれがある程度客観的にこのような使い方をするんだというのが決まっている場合には、これは当然影響評価ができるからすべきだと思います。

この問題で言いますと、へりはこのような周回路で行きますよということが具体的に説明をされた上で、海の上に行きます、民家の上は通りませんというような形が最初の段階から出てきていますので、そうするとそこにどういうようなものによるどのような影響が出てくるというものは、明らかにわかっているものだと思うんですね。

その明らかにわかっているものを上物だから調査しませんということは、おそらく法律の解釈論としては、杓子定規は別としまして、それはないと思います。少なくとも環境影響評価制度という制度の趣旨からいってないだろうと思っていますし、現実にはそのこと

について検討しなさいということ、事業者のそれの中にも出てくるわけですから、それは当然そのような検討が十分なされたかというのは考慮に入れてよろしいのではないのでしょうか。ましてや、前回のご意見で150でしたか、それ以上になってきますと、いわゆる機能障害まで起こしてくるという話が明確であれば、そしてそのような騒音を出すものがそこに来るわけですから、それから明らかに熱を出しますよと言っているものがそこに来ると言っていて、そして生物のいる上を飛んでいって、その熱が下に伝わっていくという話、それが明らかにわかっているときにそれをやらないというのは、環境影響制度としては明らかにあり得ない論理ですのでね。

それは私の場合には、委員がおっしゃるようなことは当然考えてもいいのではないかと考えてますけれども。

○委員 この件では、アセスはそういう形で騒音も含めてやっているわけですが、しかし埋立承認の段階になったら、県は名護市長の意見に対して、2号は埋立そのものによって、供用段階での問題については扱わないんだと言っているはずなので、そのあたりはまた出てくるのかと思ったりするものですから、当然そこは明確に主張しなくちゃならないと思う次第です。

○委員長 今のは私の個人的な意見ですが、委員、何かご意見ありますか。

○委員 検討はしていいし、言及していいかと思います。

個人的には、第三者委員会という性質からいくと、1つだけの法解釈をとってしまうというのは、それでそもそもその公平性とか、そういう問題も起きてくるし、上物論という明らかな争点がありますので、Aという考え方、Bという考え方があると。Bという考え方によった場合、こうであるというような形での言及の仕方もあるのかという気はいたします。

○委員長 委員は何かありますか。

○委員 委員と大体同じような趣旨です。

法律的不いわけゆる第4条の各号の要件をどのように定立するかということも今後出てくると思うのですが、審査過程でとられている要件定立が適切なかどうかということも1つの論点にはなってくると思います。

ただ、そこよりもむしろ客観的に十分配慮しているのかとか、そういういわゆる客観的な事実関係でどう判断できるかが先にあるので、おそらくその部分を十分検討していけば、法律解釈論としてどうするかという議論はそれほど重みを持たないのではないかと、

今のところは予測はしているんですけども。

○委員長 どうですか。委員、ご意見ございますか。今の件に関して。

○委員 ないです、今のところ。

○委員長 委員どうですか。

○委員 法律的なことはほとんどわからないので意見を言うのは困難なんですけど、今までいろいろな埋立のアセスにかかわってきまして、言い続けてきたことの1つに、ここを埋め立てることによって我々人間は何を失うのかというのは、整理しておく必要があるだろう。

もう海ではなくなってしまうわけですから、それによって何を失ってしまうのかということは十分に整理しておこうということで、公告につけ加えたかどうかは記憶がありませんけれども、全域を埋め立てるのではなくて半分程度にしようとか、残されたところでも、どんなかわりを人間と持っていくことができるのかは把握しておこうとかいう議論はしたことがあります。

ちょっと関係がないかもしれませんが、そんな見方もあっていいかと思います。

○委員長 ほかに何か。もう少し時間がありますので。

個人的な興味で、ご意見を前から伺いたいと思っていたんですけども、個体数の発見数が非常に少ない場合、そのようなときには、その個体の発見できた地域の重要性というのは、環境問題としては飛躍的に高いと考えてよろしいでしょうか。それとも、あんまり問題とするものでもないということになるのでしょうか。これは、環境論と言いますか、生物学論から言いますとどうでしょうか。

○委員 答えにくい質問ですね。

誰でも理解できるのは、非常に大型の生き物の珍しいものが発見された場合は、多くの人がここは重要だと認識するんですけども、非常に小さな生き物がたまたま見つかった場合に、評価はもうさまざまだと思います。

ただ、それが頻繁に発見されるとなると、その地域全体の重要性という見方で見ていくことができますので、そこを強調してどここの地域を保全しようという論理が成り立ってくるんでしょうね。

その意味で言うと、沖縄にはまだまだ新しい生き物が見つかる可能性がたくさんありますので、どこも重要だということになるのではないのでしょうか。

○委員 この承認申請書の中に出ていた資料では、恩納沖という東海岸なんですけれ

ども、ジュゴンがもっとたくさん5、6頭いたという報告があるんですね。それはしかもそれほど昔じゃなくて20年とか以内に、それがどうして滅びたかというのがどこかにあって、それは海草が減ったからかという、特にそうでもない。因果関係はわからないけれども、今はもう北のほうの3頭だけになっているという議論がありましたね。

○委員長 ああ、そうですか。海草の生えている範囲の面積が資料の中に出ていたような気がするのですが、あれはジュゴンなんかはこの程度の藻場の面積が何ヘクタールか必要だというような、そういう科学的な既得データというものはあるのでしょうか。

○委員 そういう見方で整理した論文などがあるかどうかは承知していませんけれども、確かにジュゴンがたくさんいるところには海草がたくさん生育していることは間違いありませんが、海草がたくさんあってもジュゴンがいないところはいっぱいあるわけです。そうすると、そこには何か別のファクターがかかっていると通常思うわけですが、それが何なのかというところまではおそらく研究が進んでいないんだろーと思えます。

特に、沖縄島周辺にどこで見つかったかは地図の上に明確に出た記録がありますので、それを見ていきますと、今委員がおっしゃったように、非常に多くの場所でジュゴンはかつて発見されています。それが同じ個体なのか、あるいはこの辺にいたものは消滅してしまったのかまではわからないでしょうね。

それから海草の種類も結構好みがあって、大好きな草とそうでない草というのはあるようです。だから海草という言葉だけで話をしていくと、どこかで間違いが起こるかもしれませんので、もう少し詳しく種を説明しながら話をしていく必要があるかもしれません。

○委員長 その辺が、この事業者のアセスの報告書上は明確じゃないような気がしてしょうがないんですけども。

○委員 同じ好物の海草であっても、下の海底が砂地でないと食べにくいとか、やっぱり彼らの都合というのがあって、それも配慮して調査をされているかという、そこまではまだわからないことが、そもそも多すぎるというところなのかと思っていますけれども。

○委員長 そこで委員の一番当初の指摘になってくるのですが、仮に海草を植えるというような話になっていたときに、どんな種類の海草を、どの場所にやるのかというような具体的な話が出てこない、エサという面からいったジュゴンの保護、保全策と

いうのは、実を言うと何も言っていないに等しいのではないかという、そのような気がしてしょうがないんです。その辺はどうでしょうか。

○委員 極端な例をご紹介しますと、ジュゴンが一番好きな海草というのは、小さなサイズの海草で砂の上にびっしりと生えているものなんです。そうすると、それを食べるとブルドーザーのように食べていきますから、食み跡が明確に残るんです。ところが長い海草もあります。それを食べる時は先端をつまむだけなんです。

それまで記録されているかというとは私は決してそうではないと思うので、その意味でも十分な調査が行われていたかどうかというのはもう一度確認したいという気がします。

○委員 ちょっとジュゴンから離れて、インターセッショナルの間にEメールで潮流のことについて考えて、今日はせっかくコピーをつくっていただいたので、手短にお話ししたいと思います。

時間がないですから後ろの絵だけで説明しますと、4と書いた絵が出てきます。これは今の対象海域の各点での潮流楕円の点線が観測地なんです。そうすると、私が一番大変だなと思ったのは、こんな狭い範囲で観測地がばらばらなんです。場所によって。直線になってみたり、その直線の方向が90度になったり、真横の180度になったりしているということです。

一体これはどうしてそう起こるのかということが、次の5という絵で見ていただきたいのですが、これは2つの点、一番下とそれから一番右下のこの2つは違う測点なんですけれども、あとは5mごとに45mまでずっと流速を測った海上保安庁水路部のデータなんです。これで見ると、要するに一番下のところが直線になっているというのは、横に動きようがないからだと思われるんです。そうすると、横にそれがだんだん上に行くとかだんだん広がってはいくんですけれども、その影響が上まで残っているということで、そうすると、海水が運動できる水路というようなものは、角度がどこに向いていると一定していませんので、先ほどのように場所によって直線上の運動が方向が違うというように考えられたわけです。

ですからこれも普通、大きな波なのにこういうところに入ってくると、底でボトムレイヤーでこっちにしか動けないとなると、そのまま上まで伝わっているというようなので非常に興味を持ちました。

これは潮流の話で、あとこの絵で見ていただきますと、ほかの点は先ほど除外するとした点は、特に左下の絵なんかは非常に小さいんです。それで今申しあげました多層でとっ

たデータでいくと、大体5 cm/秒程度の大きさの潮流楕円の軸になっていて、潮汐というのは往復振動しているんですけども、これから潮汐がどれくらいの範囲を振動するかというと、12時間かけて500mあたりは行ったり来たりしているわけです。それに対して左下の絵の場合にはこれは30mとか、私の評価だと文書に書いてありますけれども、非常に狭い範囲しか動きようがないということのように感じました。その次のものは300mで動くのもあるし、それからその10分の1で30m程度しか動けないということで、そのスケールが今50m間隔でグリッドを切っていますので表現できるかどうかという問題だと思います。

それからこの潮汐について、ですからどの程度動けるかということから、どうして小さくなるかと言うと、結局通過できないから返ってってしまうんですけども、その大きさ等が評価できるかと考えたんですがとても今のところ手が出ないので、そういう今のような非常によく通過するところでは潮流楕円が大きい、そうでないところは小さくなるというような議論になりました。

それから6ページと書いたのは、これは大浦湾周辺の恒流ということで、この辺は実は全体像がなくて非常にこれだけの絵なんですけれども、私は昔相模湾の循環をやっていたので、ここで文章に書いてあったのは東向きの流れがあると、それが大体6 cm程度の流れがあるのでそれを一番外側のグリッドで表現しているということなんですけど、それを私はこの辺の沖合を流れている黒潮、これも3、40年前に観測ではっきりしたことなんですけれども、そういうものがやっぱり入っているのではないかと思ったんです。観測は湾内まではもちろんやっていません。だけれども相模湾と同じようなアナロジーで考えると、東側で入って西側を出るような循環になっているかと思ったんですけども、必ずしもこの数値モデルではなっていませんが、観測地の結果等を見ますとそのような傾向もあります。

それから、一番大きいのはやっぱりここに大きな循環があるということで、こういう循環に伴ってどの程度物質が動いていくかという評価をしたんだと思うんですけども、それぞれの時点でどのようにこのモデルを使ったか、その辺はこれから調べていきたいと思えます。

そのようなことで、潮汐モデルもこの範囲で先ほどの絵のようにぴったり合うところもあるし、合わないところでも大きさが一定のものではなくて、観測地が大きいから丸、それを表現できないのでまん丸になっているところもありますけれども、大体うまく均一し

ているのではないかと考えています。あと本文に書いてありますけれど、そういうところ
です。

○委員 今委員からお話があったのは、また私、きちんと読ませていただこうと思
いますが、全体の潮流が再現できているかという、おおむね再現できていることになろう
かと思うんですが、今日私が配付させていただいた8番目の資料は、全体ではなくて個別、
長島、平島、そこで何が起きるのかというのを、名護市長意見が関心を持っておられて、
この代替施設と非常に距離が近いことから、ここで代替施設をつくると長島、平島周辺の
潮流はかなり変化するのではないかと、それが例えば砂浜の消失などの影響が出るのでは
ないかという懸念を示しているんですけれども、そのところの名護市長意見が気になった
ものですから調べてみたところ、先ほども言ったように彼らの図面の上では、長島が北側
が削られるという形になる。

このようなことでこの近辺の、この削られるというのは浚渫をするという予定なので
すけれども、そうなってきたときにこの周辺の海流が、この50mメッシュのモデルでど
こまで再現できているのかということは、全体の再現性とは別にクリティカルポイントでの
再現性というのは別の問題があるかと思ひまして、これが論点として残るかどうかわか
りませんが、そういう観点から検討したものでございますのでお読みいただけたらと
思います。

○委員 私も地形について、こういうものを使いましたというのでやったんですけれ
ども、結局、公にされている出版物が、とてもスケールが細かいのが読めなくて、150m
格子で読むのが精いっぱいだと思うんですね。あとは、50m格子というのは沖縄防衛局作
成という深淺測量結果というものを使ったというんですけれども、それは全然わからない
んです。

ですから、今おっしゃるようなことで言えば、先ほど合わない点もあるといった場合に
は、もっとスケールを小さくすれば合う範囲が増えてくる可能性はありますので、そうい
う議論も審査の過程でどこまで議論されたのか、実際には非常に大変な作業で、海底地形
図をつくるというのは大事業なんですけれど、でもそれを少なくとも今のような委員のお
っしゃったような問題意識で、もっと細かく記述すべきではないかという意見があったか
どうかというは気になる場所なんです。

○委員長 委員、そこは浚渫されるんですか。

○委員 浚渫をするというのは、今日の私の資料の8の後ろのほうに図面として、こ

の図面そのものは埋立承認申請願書に添付されている図面なんですけれども、その図から、コピーでピンクになっているところが浚渫予定のところでございます。

長島の北側に、最後の図面でかかる形になってますけれども、これはマイナス4m浚渫するという形で、図面がこのままでですと長島の北側にかかっている形で、そんな話は聞いてないので、もしかすると図面の間違いかもしれません。ただ図面を重ね合わせるとこうなるということです。

このあたりは審査された皆さんに、この辺はどうなっているのかということで確認をす中で、消えていくかもしれない論点ではあります。

○委員長 名護市もそのようにおっしゃっているんですか。

○委員 名護市長意見はそうではなくて、削られるということを指摘しているのではなくて、潮流が変わるのではないかと、そうすると平島のこの砂浜が消えてしまうのではないかと。そうなってくると、ここは地域の皆さんにとっては憩いの場になっているけれども、それが憩いの場として継続できるかどうかという懸念でございます。

それはこの資料の81ページに引用しておきましたけれども。名護市長意見でございます。

○委員長 そうすると、委員の浚渫するというものはどこから来たんでしょうか。

○委員 これは先ほど申し上げましたように、沖縄防衛局が埋立承認申請願書に添付資料6ですか、環境の保全に関して講ずる措置の事業計画が2章あたりにあったかと思えますけれども、図の番号を見ますと図2-4ですから、これは2章でございます。2章の中に計画の内容が図面入りで出ていまして、この図面を2枚重ね合わせますと長島に引っかかってしまうという図面になってしまうということでございます。

そこまで細かい作業をしているかどうか、この重ね合わせた結果そういうのが出てきたということでございますので、沖縄防衛局に聞いてみると図面の問題かもしれません。本文中には長島を浚渫、削ることになるというような表現はどこにもございませんので、ただ、彼らの図面からはこうなるということでございます。

○委員長 ほかに何か。今日は特にそんなものでよろしいですか。

とりあえず委員会はこれで終了しまして、何か事務局からございますか。

○事務局 連絡だけです。次回の会議は4月9日・木曜日、15時からこの場所で行いますのでよろしく申し上げます。

○委員長 予定は5月までですか、決めていたのは。次回あたりに6月入れましょうか。それをメモしておいてください。皆さんお忙しいと思いますので事前に入れたいと思

います。委員、今の件は出典を明確にしておいていただけますか。

○委員 出典は書いてあります。

(午後5時8分 閉会)